

大容器の場合は、床の基礎に連結したV型又は半円型溝付きの架台に載せて鎖又は金属製のバンド等で固定するか、又は容器を台車に載せて貯蔵する場合にあっては、床の基礎に連結した鎖又は金属製のバンド等で台車ごと固定すること。

- (3) 配管に接続されていない容器であって、プロテクターが装置されていないものには、キャップを装着すること。
- (4) カードル容器にあっては、移動しないように楔や歯止め等を装置すること。

## 7 貯蔵量の算定

- (1) 容器が配管に接続されている貯蔵設備にあっては、集合配管に接続できる容器の数に、充てんすることができるガスの最大容積（圧縮ガスにあっては、容器の内容積に最高充てん圧力を乗じた数値、また、液化ガスにあっては、充てん質量）を乗じた数値とする。
- (2) 貯蔵設備が容器置場にあっては、容器置場面積からその20%以上を通路として差し引いた面積に、貯蔵することができる容器の数に充てんすることができるガスの最大容積又は質量を乗じた数値とする。

この場合に、通路は容器の搬出入及び点検等が容易にできる幅員を有し、柵、又は支柱と鎖等で明確に区分できる措置を講ずること。
- (3) 圧縮及び液化ガスを混在貯蔵する場合は、液化ガス2.5kgを1m<sup>3</sup>とみなす。

## 第2章 高圧ガス小規模貯蔵設備設置指針解説

### 1 目的

震災時又は緊急時において保安の確保を要する高圧ガス貯蔵設備として、容器による貯蔵設備の大規模なものを東京都高圧ガス施設安全基準（平成9年6月改定）で、貯蔵容積300m<sup>3</sup>（貯蔵質量750kg）以上の特殊高圧ガス、液化石油ガス、可燃性ガス、毒性ガス及び酸素（配管に接続されていないもの）にあっては、容器置場面積25m<sup>2</sup>以上）について貯蔵設備の基準を定めた。これに伴い、従来から運用してきた「容器置場設置基準」を廃止するにあたり、小規模な貯蔵設備についても震災時や近隣火災等の緊急時に保安を確保することが、また、貯蔵設備設置場所の近隣からの苦情の処理、あるいは、設置相談の目安として指針が必要であり、最低限度の指針を示すこととした。

### 2 適用範囲

特に保安の確保を要する高圧ガスの種類は、爆発性、毒性又は反応性の高い高圧ガスに限定した。圧縮空気や不活性ガスについては、災害の拡大に影響が小さいことから指針の対象外とした。

しかし、容器の破裂や酸欠等の災害は内包していることから、この指針を参考にして指導することが望ましい。

液化石油ガス、可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵数量の対象下

程度とすること。また、上部換気口も下部換気口と同程度とすること。

なお、強制換気による場合は、1時間当たり貯蔵設備の内容積の10倍以上の能力とすること。

#### カ 電気設備

貯蔵設備内の電気設備は防爆構造とすること。

#### キ 防消火設備

消火器を設置すること。また、防火設備として水道等の水源を確保することが望ましい。

#### ク ガス漏えい検知警報設備

貯蔵設備内の漏えいガスが滞留するおそれのある場所に、ガス漏えい検知警報設備を設置すること。

### (3) 毒性ガスの貯蔵設備

ア 床、壁、屋根及び搬出入口扉は、可燃性ガスの貯蔵設備に準ずる。

#### イ 換気口

貯蔵設備内の容器の温度が40℃以上にならないよう上下換気口を設けること。

#### ウ 除害の措置

塩素、アンモニア、酸化エチレン、亜硫酸ガス、五フッ化ヒ素等、クロルメチル、シアン化水素、ホスゲン、及び硫化水素の貯蔵設備には除害設備又は除害剤を設けること。

#### エ ガス漏えい検知警報設備

貯蔵設備内にガス漏えい検知警報設備を設置することが

望ましい。

#### オ 防消火設備

消火器の設置又は水道等の水源を確保することが望ましい。

### (4) 酸素の貯蔵設備

ア 液化石油ガス及び可燃性ガスの貯蔵設備に準ずる。

イ 液化石油ガス及び可燃性ガスと同一の貯蔵設備内に貯蔵する場合は、当該液化石油ガス及び可燃性ガスと不燃材料の壁で区分すること。

### 5 プラットホーム

貯蔵設備の面積の30%以下とする。

### 6 転倒転落防止措置

(1) 横置きが許されている容器及び小容器を除き、貯蔵する容器の床面からの高さの4分の1及び4分の3程度の2か所を鎖又は金属製のバンド等で強固な壁又は支柱に固定するか、床に固定した金属製の枠に固定すること。ただし、液化ガスの充てん容器であってプロテクターを有する容器の場合は、当該プロテクターの開口部に鎖等を通して壁又は支柱に固定すること。

(2) 横置きが許されている容器であって、小容器を棚等に貯蔵するときは、V型溝に載せてバンド又はロープで固定すること。この場合、棚の材料は不燃性のものとする。又は、所定のケースに収納すること。

(イ) 液化石油ガス

貯蔵質量300kg以上、750kg未満

(ウ) 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素（ア及びイを除く。）

- ① 圧縮ガスの場合、貯蔵容積36 $\text{m}^3$ 以上、300 $\text{m}^3$ 未満
- ② 液化ガスの場合、貯蔵質量200kg以上、750kg未満
- ③ 酸素（不活性ガスが混在する場合を含む。）の容器置場で、その容器置場面積が25 $\text{m}^2$ 未満の場合、貯蔵容積36 $\text{m}^3$ 以上（液化ガスの場合は、貯蔵質量200kg以上）

### 3 用語の定義

- (1) 容器とは、充てん容器及び残ガス容器をいう。
- (2) 小容器とは、圧縮ガスの容器にあっては、内容積が11 $\ell$ 以下のもの、液化ガスの容器にあっては、20 $\ell$ 以下のものをいう。
- (3) 容器置場とは、配管に接続されていない容器による貯蔵設備をいう。
- (4) 貯蔵設備とは、容器による貯蔵設備であって、容器置場及び容器が配管に接続されている貯蔵設備をいう。
- (5) 不燃材料とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）施行令第108号の2の不燃材料をいう。
- (6) プラットホームとは、貯蔵設備の容器の搬出入のための作業場所であって、貯蔵設備の床と連続する貯蔵設備の外部の部分を用いる。

### 4 貯蔵設備の構造

(1) 特殊高圧ガスの貯蔵設備

東京都高圧ガス施設安全基準（平成9年6月改定）  
「第7節 特殊材料ガス消費施設基準」を準用する。

(2) 液化石油ガス及び可燃性ガスの貯蔵設備

ア 床

コンクリート等の不燃性の材料で、雨水等の水はけのよい平坦な構造とすること。

イ 壁

不燃材料とすること。

ウ 屋根

不燃材料とすること。

エ 搬出入口扉

不燃材料とすること。

オ 換気口

空気に対する比重が大きいガスの貯蔵設備の壁に設ける下部換気口は、床面に接する位置で、原則として2方向以上に設け、その換気口面積の合計が床面積1 $\text{m}^2$ につき、300 $\text{cm}^2$ 以上とすること。

また、壁の上部には換気に支障のない換気口又は間隙を設けること。

空気に対する比重が小さいガスの貯蔵設備の壁に設ける下部換気口は、床面に近い位置であって、原則として2方向以上に設け、その換気口面積の合計は換気に支障のない

平成8年10月、専門委員会を設置し、同委員会では4回の審議を経て平成9年2月に指針案をとりまとめた。指針案は、同年3月に開催された「高圧ガス行政推進会議」に諮り、最終案として了承された。これを受けて、関係者との意見調整を経て、平成9年6月に「高圧ガス小規模貯蔵設備設置指針」の制定手続きを終了した。

## 2 指針の施行期日

この指針は、平成9年8月1日から施行する。

# 第1章 高圧ガス小規模貯蔵設備設置指針

## 1 目的

この指針は、東京都における容器による比較的小規模な高圧ガス貯蔵設備の震災時及び近隣火災等における安全を確保するために、貯蔵設備の構造等について指針を定め、もって都民の生活の安全を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

### (1) 高圧ガスの種類

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける次の種類の高圧ガスとする。

特殊高圧ガス、液化石油ガス、可燃性ガス、毒性ガス、酸素

### (2) 貯蔵数量

#### ア 製造及び販売に係る貯蔵設備

(ア) 貯蔵容積が300 $\text{m}^3$ 未満（液化ガスの場合は、貯蔵質量が750kg未満）

(イ) 酸素（不活性ガスが混在する場合を含む。）の貯蔵設備は、その床面積が25 $\text{m}^2$ 未満

#### イ 消費に係る貯蔵設備

(ア) 特殊高圧ガス

貯蔵容積300 $\text{m}^3$ 未満